

## 議案第 13 号

### 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

子育て世代の負担軽減の観点から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額並びに 18 歳以下の被保険者均等割額に係る減免措置を拡充することに伴い、当該減免措置に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者</p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者が属する世帯の者</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である<u>第1子</u>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である<u>第1子</u>につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(<u>未就学児である第1子を除く。</u>)が属する世帯の者</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減</p>

免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請にあつては国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出を、同項第5号に掲げる者に係る減免の申請にあつては第23条の3第1項の規定による出産被保険者に係る届出又は同条第4項の規定の適用をもって、減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第25条第1項第5号の規定は、出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）がこの条例の施行の日以後の出産被保険者（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）について適用し、出産の予定日がこの条例の施行の日前の出産被保険者については、なお従前の例による。